

Title	慶應義塾大学芸文学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1967
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.24, (1967. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00240001-0296">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00240001-0296</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶應義塾大学芸文学会規約

## 第一章 総 則

一、委員長 一名。

第一条 本学会は「慶應義塾大学芸文学会」と称する。

第九条 委員は会員の選挙によって慶應義塾大学芸文関係の在職者

第二条 本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。

中から選ばれる。

第三条 本学会の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義塾

第十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

大学文学部文学科研究室に置く。

第十二条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名す

第四条 本学会は第二条に定められた目的を達成するために左の事

ることがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

業を行ふ。

第十三条 委員長は委員の任期は二カ年とする。但し重任を妨げない。

一、会員の学術研究を助成する事業。

第十四条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて

二、会員の学術研究を発表する事業。

第十五条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

A、機関誌「芸文研究」の発行。

第十六条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて

B、学術研究発表会の開催。

第十七条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。

第十八条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

第十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二章 会 員

第二十条 各役員の任期は二カ年とする。但し重任を妨げない。

第二十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第二十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第三十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第四十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第五十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第六十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十一条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十二条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十三条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十四条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十五条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十六条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十七条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十八条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第七十九条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第八十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第八条 本学会に左の役員を置く。

## 第三章 役 員